
はじめに

人材養成はいつの時代にあってもその時代の要請に応えるものでなければならず、教科書はその要としての責任を負うといえましょう。わが国は（高齢者）介護保険制度を施行し、次いで障害者総合支援法を発足させ、従来の障害児施策の強化とともに制度政策上の整備は一段落したといってよいと思います。特に諸外国と比べて特筆すべきことは、介護を担う人材に「介護福祉士」という他とは独立した資格を設けている点です。これは介護専門職の確立に道を拓くものといってよいでしょう。

「介護」という仕事の起源は“本人が自力でできないことを代わって行う、または手助けして行えるようにする”というもので「介助」とよんできました。食事・排泄・入浴における介助を「三大介助」とよび、これを介護のシンボルとしてみる風潮は今でも強く残っております。

ところが、介護の一大領域である高齢者介護の制度たる介護保険では、発足の当初より一貫して「自立」が求められ、このことは必然的に介護する側にとっても自立性を回復改善する介護、すなわち「自立支援介護」の提供が求められることになりました。

介護保険法第4条第1項は次のように謳っています。

第4条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

「自立」の理念は高齢者にとどまらず、障害者の世界では1970年代に世界を席卷した「自立生活運動」があってその後の障害者施策の根幹となりましたし、障害児はもとより広く子どもにとって自立は最も重要な発達課題であることはいまでもありません。つまり自立は各世代に共通する、いわば普遍的課題だといえましょう。

一方、自立は、自由と自分らしく行動することを可能にするものとして、介護を受ける側にとっても強く希望するものであることはいまでもありません。高齢者介護の世界にしばしば見られる「おむつ」は、当事者にとっては

“人格への重大な侵害”とよべるほどの心理状況に落とされることが、彼らへのインタビューによって示されます。

古くからある“おむつ交換”などの介護を、利用者の能力を補うための「補完型介護」とよぶとすれば、自立支援介護、たとえば排泄の自立を達成させる介護には、多くの基礎知識と理論さらには新しい技術が必要となってくるのがわかります。

この「基礎知識・理論・技術」の3要素は、すべての専門職に共通する、いわば専門職を成り立たせる必須条件とあってよく、したがって自立支援介護こそが今後の介護の専門性確立に道を拓く領域であることは間違いありません。

さて、教科書としての本書への執筆陣の思いに移りましょう。まず皆様にお知らせしたいのは、本書の執筆陣はいずれも長年にわたって、特別養護老人ホーム職員に対する「自立支援介護研修」の講師を努めてきた人びとであるという特色をもっている点です。ご存知のように特別養護老人ホームは、施設介護の、しかも重度者介護の実施される場で、自立支援介護はそれだけ高度で緻密なものが求められる場にあります。そうしたなかであって、これまでの10数年間の継続的系統的研修から、今や「100施設超のおむつゼロ特養ホーム」が誕生しているほか、胃ろうの経口常食化を含む100%常食化、全員歩行施設の出現、さらに認知症にいたっては施設での経験を地域に生かすべく家族を指導し、認知症状の消失率8割ほどを達成するなど目ざましい成果を上げております。また2011年の法改正以来注目されている「医行為」については、“喀痰吸引を必要としない利用者にする介護”や、高齢者に多くしばしば致命的ともなる（誤嚥性）肺炎を予防し罹患者をゼロにする介護、骨折をゼロにする介護、心不全や低ナトリウム血症で発症しない介護など、要は自立性向上—結果的に活動性の向上による疾病への脆弱性の克服で、「医療依存度」そのものを払拭しようとする面でも著しい成果を上げています。高齢者の介護面だけでなく、健康面においても、“受け身の介護”から“攻めの介護”へと転換しつつあるとあってよいでしょう。

本書の執筆陣はこれらの研修指導者で編成されているという特徴があります。

教科書はどの分野であれ、その分野の先進的実践とその成果、その分野での研究活動の蓄積を支えとして、内容的な進歩や発展が促されるものですが、他方で教科書はそれが用いられる教育における指導要項に縛られるという制約条件があります。さらに介護のような後発分野では、知識を既存の専門領域から借りてくるしかなく、一種の消化不良を起こしかねません。

こうした“外的条件”が執筆上の悩みとなっておりましたが、先にも触れましたように本書の執筆陣はいずれも皆、介護職研修の指導者として、直接・間接に介護の実践に触れ続けた人びとでしたので、できる限り“これからの介護

職に学んで欲しい内容”，“専門的知識もしくは専門性に誘うような内容”，“可能ならば他の専門職にはなく介護領域に独自に生まれた知識・技術”などを指導要項に抵触しない範囲で，またあえていえば“介護職に必ずしもなくてよいもの”は，他の教科書にあっても割愛するという方針で臨みました。

執筆者・編者が願うのは，ようやく専門職としての端緒についた介護職の中心たる介護福祉士教育において，本書が未来の発展の礎石となって欲しいということでもあります。

2016（平成28）年5月

編者 竹内 孝仁